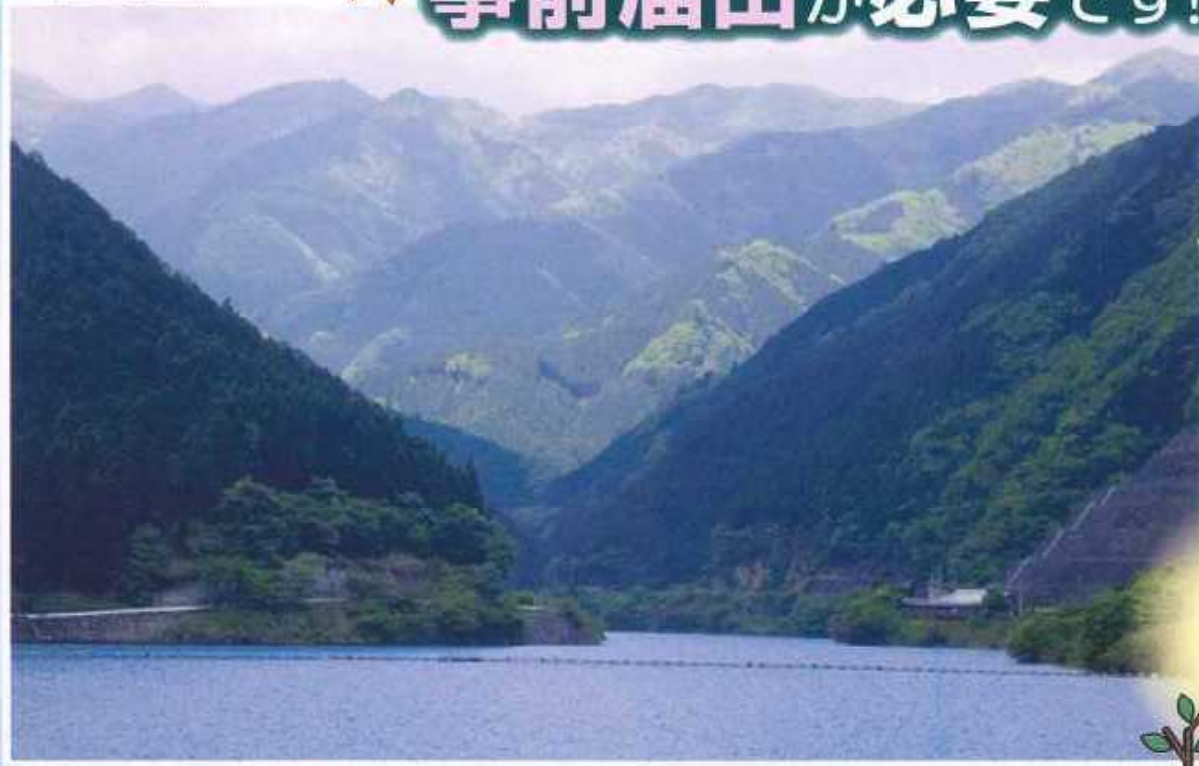


平成24年

10/1から

埼玉県水源地域保全条例に基づき

森林の土地取引に 事前届出が必要です!



埼玉県のマスコット
コバトン

森林は水を育む大切な資源(一例)

水は、私たちが生きていくために必要不可欠な大切な資源です。
その大切な水を育む森林を県民全体で将来にわたり守っていきましょう。

水源地域の区域

山間部の地域で、水源涵養機能を有する森林のある18市町村*の大字単位で区域を指定

区域については、
ホームページ、
県林務関係機関で
ご確認ください!



*秩父市、飯能市、本庄市、日高市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、横山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、美里町、河川町、寄居町、東秩父村

詳しくは裏面へ ↓

土地取引の事前届出制の概要

水源地域内の土地(現況が森林で、地目が山林・原野・保安林の場合)の所有権、地上権、^{地役権}地役権、使用貸借権及び賃借権の移転及び設定を対象に事前届出制を導入

- 届出対象 売買、地上権の設定など(相続は対象外)
- 届出者 土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
- 届出時期 契約を締結しようとする30日前まで
- 届出先 知事
- 記載内容 当事者の氏名・住所、土地の所在地・面積・利用目的など
- 適用除外 国、地方公共団体、森林整備法人への権利の移転は届出不要



県の対応

- 水源地域の保全を図るための助言や適正な土地利用への誘導
- 無届又は虚偽届出、報告義務違反等に対する勧告・公表

土地取引の事前届出制度に関するQ&A

Q1 誰が届け出をするのですか？

A1 水源地域内の土地(現況が森林であって、地目が山林・原野・保安林のいずれか)について所有権、地上権、^{地役権}地役権、使用貸借権、賃借権を現在お持ちの方です。

Q2 どのような場合に届け出が必要になりますか？

A2 上記に掲げた権利を移転又は新たに設定しようとする場合です。

Q3 いつどこへ届け出るのですか？

A3 契約を締結しようとする30日前までに、お近くの県林務関係機関(県庁森づくり課、川越農林振興センター林業部、秩父農林振興センター林業部、寄居林業事務所)に届け出てください。

届出先

下記に記載した最寄りの県林務関係機関に提出してください。郵送可

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|----------------------------|--------------|
| 埼玉県農林部森づくり課森林企画担当 | 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 | 048-830-4312 |
| 埼玉県川越農林振興センター林業部 | 〒357-0021 飯能市双柳353 | 042-973-5620 |
| 埼玉県秩父農林振興センター林業部 | 〒368-0034 秩父市日野田町1-1-44 | 0494-24-7215 |
| 埼玉県寄居林業事務所 | 〒369-1203 大里郡寄居町寄居1587-1 | 048-581-0123 |

問合せ

埼玉県農林部森づくり課森林企画担当

TEL048-830-4312

FAX048-830-4839

E-mail a4300@pref.saitama.lg.jp

詳しくはWEB⇨ [埼玉県水源地域保全条例](#) [検索](#)